

くらし	2面	こども・教育	2面
住宅・まちづくり	2面	保健・衛生	3面
▶建物のアスベスト対策に区の助成等のご利用を		▶新宿区おくすりバッグを配布しています	
福祉	2面	新型コロナ関連情報	4面
▶高齢者マッサージサービス		▶各種相談	

しんじゅくコール ☎ 3209-9999  
土・日曜日、夜間もご案内  
受付時間:午前8時~午後10時  
FAX 3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

★広報新宿8月5日号は、8ページではなく4ページでの発行となります。

## 地域で安心して暮らし続けられるように

# 成年後見制度

## をご活用ください



成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方の権利を守るための民法に基づく制度です。

家庭裁判所が、親族・専門家(弁護士等)・市民後見人・法人(社会福祉協議会等)などから成年後見人等を決定し、財産の管理や生活・医療・介護・福祉に関わる契約などをお手伝いできるようにします。

### 生活に不安がある方へ

## 制度について気軽にご相談ください

右記のような困り事がある方は、気軽にご相談ください。



通帳をなくしたり、お金の管理ができない



施設入所や福祉サービスの契約が難しい

### 成年後見人は以下のことをお手伝いします

#### 財産の管理

本人の資産や収支状況を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行い、資産を安全に管理します。

#### 生活・医療・介護・福祉に関わる契約

本人がその人らしい生活を送るため、介護サービスの利用や施設への入所契約などを本人に代わって行います。

### 市民後見人として

## 制度を支える担い手になりませんか

市民後見人は、地域の身近な立場で成年後見活動を行う一般市民の方です。区社会福祉協議会の監督のもと、弁護士等の専門家や親族と同様に財産の管理や契約締結などのお手伝いをします。

区の養成講習を修了した方が市民後見人として活動できます。あなたの力を地域の成年後見人として生かしてみませんか。



▲施設を訪問して本人の話を聞く市民後見人

## 制度のご相談は新宿区成年後見センターへ

☎(5273)4522・☎(5273)3082

高田馬場1-17-20

(区社会福祉協議会内)

月~金曜日午前8時30分~午後5時

※司法書士(月曜日)・弁護士(水曜日)・社会福祉士(金曜日)の専門相談(午後1時~2時・午後2時30分~3時30分)も実施しています。同センターに予約の上、ご利用ください。

### 区社会福祉協議会が法人として成年後見人等になりお手伝いします

新宿区成年後見センター(区社会福祉協議会内)に担当職員を配置し、必要な支援を行います。詳しくは、お問い合わせください。同センターホームページ(<http://www.shinjuku-shakyo.jp>)でもご案内しています。

### 成年後見制度の利用に必要な費用を助成しています

制度の利用を開始する際に必要な家庭裁判所への申立費用と、利用開始後の成年後見人等に対する報酬を助成しています。助成には、財産や収入等の要件があります。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517・☎(3209)9948へ。

## 市民後見人養成基礎講習

講習では、成年後見制度の仕組みや知識、成年後見人等としての心構え等を学びます。受講申請書類は事前の受講説明会(下記)で配布し、書類選考で受講者を決定します。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

【日時】10月27日(火)、11月6日(金)・10日(火)・20日(金)・24日(火)、12月4日(金)、全6回。いずれも午後1時から(4時間程度)

【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

【対象】区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績があり、講習受講後に市民後見人として活動できる方

【内容】制度の基本理念、被後見人とのコミュニケーション、支援の基本的な視点、支援のための法律、障害者・高齢者の理解ほか

受講を希望する方は必ず受講説明会にご参加ください

【日時】9月4日(金)▶①午後2時~3時、▶②午後3時30分~4時30分

【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

【申込み】9月2日(必着)までに、電話かほかき・ファックス(3面記入例のほか時間(①②の別)、ファックス番号(お持ちの方)を記入)または直接、地域福祉課福祉計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)3517・☎(3209)9948へ。各回定員15名程度。日程に都合がつかない場合はご連絡ください。